

第4回総務文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年4月17日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年4月17日（金）午前10時50分
- 3 会議場所 議会協議会室
- 4 出席委員
 - 1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
 - 1 2 番 北川 勝義君 1 6 番 下山 哲司君 1 7 番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	前田 正之君
教 育 長	土井原康文君	総合政策部長	安田 良一君
総 務 部 長	塩見 誠君	財 務 部 長	藤原 義昭君
教 育 次 長	有馬 唯常君	赤坂支所長兼 市民生活課長	土井 常男君
熊山支所長兼 市民生活課長	矢部 恭英君	吉井支所長兼 市民生活課長	遠藤 健一君
会 計 管 理 者	中永 光一君	消防本部消防長	井元 官史君
秘書広報課長	小引 千賀君	政策推進課長	花谷 晋一君
総 務 課 長	小坂 憲広君	くらし安全課長	岡本 和典君
財 政 課 長	和田美紀子君	管 財 課 長	戸川 邦彦君
税 務 課 長	光田 尚人君	監査事務局長	原田 幸子君
教育総務課長	金島 正樹君	学校教育課長	家森 康彰君
社会教育課長兼 スポーツ振興課長	西崎 雅彦君	中央公民館長	杉原 泉君
中央図書館長	森本 一也君	中央学校給食センター所長	矢部 寿君
消 防 本 部 消防総務課長	檜原 秀幸君	総合政策部参与	棗田 康雄君
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	元宗 昭二君	主 事	松尾 康平君
--------	--------	-----	--------
- 8 協議事項 1) 事業の進捗状況について
2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第4回総務文教常任委員会を開会したいと思います。

場所が、コロナウイルスということで、委員のほうから委員会室よりここを借りたほうがいいんじゃないかと、間隔をあげなければいけないというようなお話がありまして、急遽事務局のほうへお願いしまして、この場所に変更させていただきとります。そのことをお断りしておきます。

それでは、初めに市長より御挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

今日は、大変御多忙の中、第4回の総務文教常任委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

まず皆様方にお伝えをさせていただきます。

昨日、国において非常事態宣言が、全国に及ぶ宣言がなされました。これを受けたわけではございませんけども、我々赤磐市としては、まずもってきのうの昼に赤磐医師会から緊急提言もいただきました。これも、新聞等で掲載されております。この提言の中にも、市民にしっかりと感染予防を呼びかけるとともに、学校については集団クラスターの発生原因になりやすいということから、5月連休明けまで休校を継続していただきたいという強い要望がなされております。こういったことを勘案しまして、昨日の対策本部会議並びに総合教育会議を開催いたしまして、5月6日まで休校を継続するという結論に至っております。関係の常任委員会にもこのことをお伝えしながら、今後もまだまだこの危機感は継続されます、しっかりと危機管理を行いながら、間違いのないように対応を進めてまいります。よろしく願いいたします。

本日の総務文教常任委員会でございますけども、4月21日に市議会に臨時会をお願いさせていただいております。その議案についての説明並びに赤磐市の令和2年度の事業の進捗状況やお伝えをすべき案件について御審査、御協議をいただく予定としております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、新年度初めての委員会ですので、執行部からの自己紹介を、かわられた方の御挨拶をいただきたいと思います。

今までおられた方はよろしいと思う、よろしいな、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 新しくかわられた方だけをお願いしたいと思います。

○教育長（土井原康文君） 改めまして土井原康文でございます。よろしくお願いいたします。教育行政の責務の保持者として一生懸命頑張りたいと思います。そのために職員との風通しもよく取り組んでいきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○教育次長（有馬唯常君） 4月1日より教育次長に着任しております有馬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉井支所長兼市民生活課長（遠藤健一君） 遠藤でございます。このたび吉井支所長をお受けすることになりました。以前から総務委員会では創生の関係、税務の関係でお世話になっておりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○税務課長（光田尚人君） 新しく税務課長を命じられました光田尚人と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（西崎雅彦君） このたびの異動で社会教育課長兼スポーツ振興課長を拝命いたしました西崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○中央図書館長（森本一也君） 中央図書館長、森本です。よろしくお願いいたします。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 中央図書館から中央学校給食センターに異動となりました矢部です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（中永光一君） 4月より会計管理者となりました中永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査事務局長（原田幸子君） 4月から監査事務局長になりました原田と申します。よろしくお願いいたします。

○総合政策部長（安田良一君） 最後に総合政策部参与の棗田を紹介させていただきます。関係する案件がある場合に委員会のほうへ出席させていただきます。

○総合政策部参与（棗田康雄君） 棗田と申します。よろしくお願いいたします。

○総合政策部長（安田良一君） 本日はこれで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔総合政策部参与 棗田康雄君 退場〕

○委員長（北川勝義君） それでは、これから協議事項に入ります。

1 番目の事業進捗状況について執行部から説明願いたいと思います。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 花谷課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 総合政策部の資料を御準備ください。

政策推進課より(1)中学生海外研修事業の中止について御報告いたします。

添付資料はございません。

特定非営利活動法人AMD Aより、令和2年度のAMD A平和構築プログラムの事業を中止するとの連絡を4月3日付でいただいております。これによりまして、赤磐市の中学生海外研

修事業につきましても中止とします。事業の中止の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染者が世界的に発生している状況で、健康、安全・安心を考慮し、中止せざるを得ないという状況でございます。

政策推進課からは以上です。

以上で総合政策部の説明を終わります。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 総務部くらし安全課から、消費生活センター相談状況及び啓発活動実施状況について御報告をさせていただきます。

総務部資料の1ページ、2ページをごらんください。

消費生活センターの相談件数につきましては、令和元年度369件でございました。主な相談内容としましては、インターネット等の通信販売の利用によるトラブルが一番多くありました。続いて、はがき、封書等によります架空請求、こちらの相談が次いで70件とありました。コロナウイルスに関連した相談ということで、事例といたしまして、結婚式を予定していましたが、感染拡大防止のためにキャンセルを申し入れたところ、多額のキャンセル料を請求された、あるいはインターネットでマスクを注文したがメールの返信がなく、サイトについて調べると詐欺のようであったというような相談が寄せられております。

啓発活動としましては、一般の集会といえますかそういったところの出前講座、小中学生が対象のものを実施しております。

くらし安全課からは以上です。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 教育委員会資料の1ページをごらんください。

赤磐市立中央学校給食センター調理等業務委託について説明いたします。

令和2年3月24日及び4月6日に公募型プロポーザル選定審査会を開催し、受託候補者を選定しました。受託候補者につきましては、株式会社ジーエスエフ、所在地は東京都新宿区であります。今後の予定としましては、公告を4月に行い、示談交渉を令和2年4月から5月の間に行います。その後、6月に契約をしまして、8月1日から3年間業務を委託する予定であります。

教育委員会からの報告は以上です。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから事業の進捗状況について説明がありました。何か質問がありましたら、皆さん、一括で受けたいと思います。前後しても結構ですからお願いしたいと思います。何かありませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） このジーエスエフというんですか、これは岡山県の近くでどこか実績があるんですか。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 県内ではありませんが、山口県等で実績があります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） どの規模の会社ですかね、この会社は。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 会社の規模ということですが、資本金につきましては9,000万円であります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 所長、その会社の概要みたいなのはいいですか。あるんですか、ないんですか。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 概要の調書があります。

○委員長（北川勝義君） それを配ってもらやあええがな。どんなか。市長、えかろう、配ってもらっても。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（北川勝義君） 会社の概要がどんなか。ほんなら、大至急コピーを焼いて、配ってください。

下山委員、それをもろうたらよろしいな。

○委員（下山哲司君） よろしいです。

○委員長（北川勝義君） コピーをしちゃってくれえ。

その間他のことがあったらお願いしたいと思います。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 今のに関連するんですけど、前回とかの委員会で御説明があったと思うんですが、ジーエスエフに対する保証人というか保証会社はどちらを予定されとんでしょうか。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 保証人につきましては、まだ決定しておりませ

んが、これから話をして、決定していく予定です。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） よろしいです。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 同じく、ジーエスエフが選ばれた経緯のところを教えてくださいたいんですが、まずプロポーザルに何者募集されて、恐らく何らかの評価基準で点数化されたと思うんですが、その各者の点数あるいは評価、どうやってこのジーエスエフが選ばれたのかを説明してください。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） プロポーザルに参加した業者については、3者であります。それから、それぞれの審査結果につきましては、点数化しております。ジーエスエフが1,020.4点、それからシダックス……。

○委員長（北川勝義君） 差し支えがあったらおえんのんじゃけど、もしよけりゃあ、前の指定管理をしたりとか運動公園とかやったときには何者がこうなってこうなってというのを出示してもろうたんですよ。もし出せるんじゃったら、今口頭のほうがええんじゃったら、出せれんというんじゃたらええんじゃけど、出せるんじゃたら一覧表を焼いて出示してもろうたほうがええんじゃけどなあ。というのが、そうしとったら、委員会のほうで審査しとって質問もスムーズにいきやすいというんか、いきやすいというたら言い方が悪いんじゃけど、これは6月の委員会を出てくる話になると思うんで、本会議へ出てくると思うから、このときには5月のときに諮りゃあええんじゃけど、きょうじゃのうてもええかもしれんけど、できりゃあ、どんななか、5月で出すんじゃってもええし、きょう出してくれときゃあ一番簡単なけど、どんなんじゃろうか。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） お配りしております資料の中に、今後の予定で公告ということで令和2年4月に予定しております。この手続が終わっておりますので、公告の写しでよろしいでしょうか。

○委員長（北川勝義君） そりゃそれで、下山委員、ええな。

○委員（下山哲司君） いいです。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、ええな、それで、わかりさえすりゃあ、要するに何者で何点じゃというのがわかったら。そういうことでお願いします。

○教育次長（有馬唯常君） 少し準備の時間をいただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君）　じゃあ、このことについては、あれにします。

ほかにありますか、意見が。

見てからやりゃあええな。ほんなら、暫時休憩します。

午前10時15分　休憩

午前10時23分　再開

○委員長（北川勝義君）　それでは、再開します。

先ほどの市立中央学校給食センター調理等業務の委託についての質問の答弁を願いたいと思います。

今皆様のお手元に資料を配付しております。

○中央学校給食センター所長（矢部　寿君）　委員長。

○委員長（北川勝義君）　所長。

○中央学校給食センター所長（矢部　寿君）　審査の結果につきましては、公告の写しを見ていただきたいと思います。

3者が参加しまして、審査結果のところにあります点数となっております。ジーエスエフについては、1,020.4点ということでありました。それから、評価についてですが、評価項目としましては10項目に分けまして、安全・衛生管理、業務実施、教育研修等の項目で評価しております。

以上です。

○委員長（北川勝義君）　永徳委員、下山委員、よろしいか。何かあったら。

○委員（永徳省二君）　委員長。

○委員長（北川勝義君）　永徳委員。

○委員（永徳省二君）　今回の質問というのが、選ばれた会社の概要とかどうして選ばれたかっていうのは何回もこれは質問してると思いますので、繰り返し、これぐらいの資料はあらかじめ準備していただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、どうでしょうか。

○中央学校給食センター所長（矢部　寿君）　委員長。

○委員長（北川勝義君）　所長。

○中央学校給食センター所長（矢部　寿君）　大変申しわけありませんでした。次回から資料を用意するように気をつけます。済みませんでした。

以上です。

○委員長（北川勝義君）　会社の要覧というのはいないんじゃないかな。どんな会社じゃという、あるが、一覧表みたいな、会社のパンフレットはないんじゃないかな。あったんか。いや、これだけか。会社概要やこうは出とんじゃけど、パンフレットみたいなのはないんじゃないかな、どっこも。

○中央学校給食センター所長（矢部　寿君）　委員長。

○委員長（北川勝義君）　所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 今手元には会社のパンフレットは持っておりません。

○委員長（北川勝義君） いやいや、手元じゃのうて、会社にはないんじゃないという話をしようた。どっこもあるんじゃないやろう。取り寄せりゃああるんじゃないやろう。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 確認してないんですが、あると思います。

○委員長（北川勝義君） あろう、そりゃあ。わかりました。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで事業の進捗状況を終わりたいと思います。

それでは、次のその他についてお願いしたいと思います。

執行部のほうから説明願います。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○総務課長（小坂憲広君） 総務部資料の2ページをお願いいたします。

令和2年4月議会臨時会提出予定議案についてでございます。

こちらですが、総務課からの案件となります赤磐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、赤磐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に題名を変更し、それに伴う引用条項の改正でございます。題名と引用条項の改正となっております。

総務部からは以上でございます。

○財務部長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 部長。

○財務部長（藤原義昭君） それでは、財務部の資料をごらんください。

税務課からは、臨時会提出予定議案2件でございます。

まず、赤磐市固定資産評価員の選出でございます。添付資料はございません。固定資産の価格は市町村長が固定資産評価基準によって評価して決定することとしておりますが、その固定資産の件数は極めて多く、限られた期日までの評価に適正な時間を求めることは容易でなく、評価を行うために専門知識と経験が必要とされていることから、地方税法では固定資産評価員を設置できることとされております。4月1日付の人事異動で税務課長、遠藤健一が吉井支所長に転任いたしまして、後任に光田尚人税務課長が就任したことによりまして、固定資産評価

員にしたいので、地方税法の規定により議会臨時会に同意を求めるものでございます。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 光田課長。

○税務課長（光田尚人君） それでは、(2)でございます。

資料の1ページをお願いします。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されましたので、3月31日付で地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

主な改正点ですが、まず(1)未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しでございます。令和2年度税制改正に伴い、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために、①から③の措置を講ずることとしております。③の下に変更をまとめた図表を載せております。こちらの控除額は、所得税ベースの35万円と27万円となっておりますが、住民税ベースでは30万円と26万円の控除となりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、(2)所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応ということで、①、②の点が変わります。所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保を図っていくものでございます。

続いて、2ページの(3)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しです。重量に応じて課税されている軽量の葉巻たばこについて、葉巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定するものです。激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引き上げスケジュールに合わせまして一定の経過措置を講じ、段階的に行いますので、令和2年10月から引き上げとなります。

主な改正点については以上でございます。

○教育総務課長（金島正樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○教育総務課長（金島正樹君） 続きまして、教育委員会から説明いたします。

教育委員会資料の1ページをお願いいたします。

(1)令和2年4月議会臨時会提出予定議案についてです。

赤磐市教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてでございます。現土井原教育長の任期が令和2年4月25日で満了となり、引き続き教育長の候補者として4月議会臨時会において任命の同意をお願いするものでございます。任期は、令和2年4月26日から令和5年4月25日までの3年間でございます。

教育総務課からは以上です。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（西崎雅彦君） それでは、社会教育課から、(2)第3次赤磐市人権教育・啓発推進計画について説明をさせていただきます。

この計画につきましても、昨年6月の委員会でも説明をさせていただいておりまして、令和2年度から5年間についての第3次人権教育・啓発推進計画として改訂を進めてまいりました。また、3月10日開催の人権教育推進委員会におきましても、御承認いただいているところでございます。本日別冊の完成冊子を配付しておりますので、委員の皆様にも御一読いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、スポーツ振興課から、東京2020オリンピック聖火リレーについて御報告をさせていただきます。資料はございません。委員の皆様も御承知のとおり、3月24日に発表された東京2020オリンピックの延期に伴い、聖火リレーも延期となりました。今後の予定につきましては、オリンピック組織委員会から実施予定の発表がございましたら、改めて御報告をさせていただきます。

スポーツ振興課からは以上でございます。

以上で教育委員会からの説明を終わります。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 消防本部資料をごらんください。

令和2年4月議会臨時会提出予定議案の市長の専決処分について御報告申し上げます。

事故発生日時は、令和元年9月12日16時40分ごろでございます。事故の概要につきましては、北救急隊が事案に出動し、搬送先の赤磐市内の病院に向け美作岡山間道路を經由し、桜が丘東6丁目地内の交差点を通過時に、南進する救急車と西進中の軽四自動車が交差点内で側面衝突事故を起こしたものです。軽四の運転者と搬送中の傷病者、救急隊員に負傷者はありませんでしたが、軽四運転手は事故による動揺が感じられたため、救急隊は継続搬送ではなく、東救急隊による引き継ぎ搬送により搬送中の傷病者を病院収容しております。

事故後は、署員の安全運転教育を再協議いたしました。各所属で実施している消防訓練の見直しを行い、消防機械器具の操法基本訓練並びに機関運用訓練の実施回数をふやし、交通法規や消防法令等の教育訓練、事例研究を続けております。

9月24日には、緊急走行中の事故が発生したことから、類似の交通事故発生を抑制することから交通事故非常事態宣言を発表しています。また、10月1日には、交通安全個別講習をくらし安全課法令遵守相談員に特別に依頼し、緊急走行中の交通事故の振り返りや事故の原因と防止対策、危険予測と回避運転等の内容について指導をいただいております。

新型コロナが収束してございましたら、事故当事者の機関員に対しましては、さらなる運転技術の錬磨と交通法規の再教育のため、本年11月に兵庫県播磨交通安全研修センターで2日間の緊急車両運転者特別研修に派遣が決定しております。

裏面をごらんください。

高規格救急自動車更新に向けての予定でございます。

入札予定日は、令和2年6月初旬で、予定額は3,700万円を予定しております。9月議会へ議案上程し、議決をいただいた後、本契約とさせていただきたいと思っております。納車予定は、令和3年1月下旬、その後検査、検収と資機材整備を実施した後、2月初旬北出張所へ配備し、運用開始予定となっております。

次に、消防ポンプ自動車更新に向けての予定でございます。

入札予定日は、令和2年5月初旬で、予定額は4,200万円を予定しております。6月議会へ議案上程し、議決をいただいた後、本契約とさせていただきたいと思っております。納車予定は、令和3年2月初旬、その後検査、検収と整備、取扱訓練等を実施した後、2月下旬本署へ配備し、運用開始予定となっております。

続きまして、資料にはございませんが、3月15日に開催されました第15回赤磐市消防操法訓練大会の結果を報告いたします。

新型コロナ対策で大勢の団員が集結することを避け、開会式と閉会式を取りやめ、出場選手が時間差で来場し、訓練実施選手と審査員だけの静かな戦いでしたが、優勝、佐伯北地区、2位、周匝地区、3位、山方地区と吉井方面隊が上位を占める結果となりました。通常でありましたら県大会が7月5日に開催され、代表の佐伯北地区が赤磐市代表で出場となりますが、大会は新型コロナの影響で来年への延長が決定しております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうからその他について説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質疑がありましたら、順不同で結構ですからお願いしたいと思います。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） まず、消防車両の事故について確認といいますかお尋ねをしたいと思いますが、まず専決処分の報告で提出されるということで、この図面を見ますと救急車のほうが大分後部にぶつけられたということで、相手方のほうがこれは責任割合が85対15ということになってますけど、これはどういう教育か、教育をしたということなんですけれども、これは十分職員は注意をして走ってるんだけど、相手方が救急車後部にぶつけてきた場合、職員としてはどうしようもない部分もあるのかなというふうに思うんですけれども、結局3万5,000円は保険で出るんだろうと思いますけれども、救急車の損害額というのは幾らなんですか。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 救急車の損害額を報告いたします。

救急車は24万8,860円でございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 24万8,000円というのは修理代がかかるということなんですが、修理代はどっから出るようになるんですか。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 救急車の損害額に対しまして相手方の過失割合85%を掛けまして、21万1,531円が相手方の支払い額になります。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○副委員長（佐藤 武君） もう1ついいですか。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 税条例についてですが、この予算書、4月臨時会で出てくるんですけども、これを見てますと附則とかが結構、元号が変わって、当然、平成から令和に変わって、その元号が変わったことによってその年度がずれるという認識でいいんでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 質問の意図がわからん。

○副委員長（佐藤 武君） 若干、附則の中で、いわゆる元号が変わったんだけど、その部分がちょっとあったもんでお尋ねをしてるんですが。

○財務部長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 藤原部長。

○財務部長（藤原義昭君） 元号が変わるからという話ではなく、大体税の条例というのは、全てじゃないんですけど、3年後を想定してるとか直近とかで、それで何年計画ですするというものが多くございまして、継続して改正してる分が多くございます。

○副委員長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 私の言い方が悪かったのかなと思うんですが、例えば附則第6条中、平成34年度を令和4年度に改めるというような改正部分があるんですけども、これは当然元号が変わったから令和に変えないといけないという理解で、変更の理由でよろしいんでしょうか。若干その理屈でいったら違う部分があるので、ちょっと気になったんでお尋ねしてるんですけど。例えば、予算書3ページ、条例第12号の3ページですけど、下のほうに附則第6条が先ほど言いましたように平成34年度を令和4年度に改めると、それから附則第8条第1項

中、平成33年度を令和6年度に改めるというふうになってるんですが、この理屈からいくと平成33年度というのは令和3年度じゃないかなと思うんですが、それは違う理由で変わってるのかなという確認です。

○委員長（北川勝義君） ええかな、わかる者が説明してくれりゃあええから。

○吉井支所長兼市民生活課長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 遠藤支所長。

○吉井支所長兼市民生活課長（遠藤健一君） 私が改正のほうのお手伝いをさせていただいておりましたので、ちょっと変則ですけども。副委員長がおっしゃっている改正が確かに何カ所かあります。今回通常ですと、単純におっしゃられるとおり平成33年となっているものが令和3年という改正がほとんどです。ただ、たまたまその条項について、今回例えば令和6年度にしようと思っていたものが項目として若干何カ所かあるんです。それがたまたま目にとまられたんだと思うんですけど、数年先の令和6年度とかっていう改正になっているものが確かに附則の中にございました。間違えてるわけではございませんが、そういう条項が数カ所ございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 現場の方はよくもう御存じのことだと思うんですけど、消防の車両更新の件で、納車予定が令和3年1月下旬と2月初旬となっとなんですが、今現在の状況を鑑みて、次年度にならないと納車されないもしくは入札に応じてもらえないというような状況が想定されるので、その辺も踏まえて段取りをしといていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 答弁はええか。

○委員（大口浩志君） よろしいです。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なかったら、先に1点だけ聞かせてください。

財務部の1ページのとこの所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応というところ、これは要するに持つとる人が、現所有している人に課税しちゃうということを言いたかったわけですか。そういう意味の、税金を取るというたらおかしいけど、そのことだけですか。どんなですか。そういう意味じゃろ。今言よんのは。

それはえんじゃけど、有馬次長が産業振興部長のときにも一遍相談したことがあるんじゃけ

ど、やっぱり区の中で相続ができんようになって、現に死なれた方のその前ぐらいの相続ができなんで、そのまんまほっとって、誰も住まずに荒れてしまって、家屋が市道のほうへ倒れかけたり県道のほうへ倒れかけて、いつ危険な箇所になるかわからんというようなことになるところがあるんです。たまたま私も今月親族のところが2階建てでよその家へ倒れかかるような可能性があったんで、親族と相談してめぐようにしてめいだんですけど、中には学校の子供の通学路になるようなところもあったりするんで。

今言ようことは次長はわかっと思うんじゃ、場所はわかるんじゃけど、そういうところのことはできるような法律は何かないんですか。課税がかかって、誰かがしとったらそこへ請求ができるんじゃけど、誰もしょうらん、守もしょうらんようなところじゃったら、勝手によそのところを切るのも、区で切るかと言うたんじゃけど切るのもなかなか難しいとかいろいろあるんじゃけど、どんなんでしょかね、それは。この条例の改正についてのことじゃねんじゃけど、その他になるかもしれんけど、わかりゃあ、もし答えがいただけりゃあ、きょうじゃのうでも検討していただくのでもええんで、また教えていただけりゃあと思うんじゃけど、どんなんでしょか。これは税務じゃねえもんなあ。

友實市長。

○市長（友實武則君） 今の御質問の担当のほうがこの中におりませんので、私のほうからお答えしますと、お尋ねの案件は空家対策特別措置法に基づいた行政代執行等に係る御質問だと思います。これは、建設事業部のほうを担当しまして、この空家対策特別措置法に基づく手続を経て、行政代執行、そういったことはできるようにはなっております。そのためには、危険空き家としての指定をし、その後の処理になっていこうかと思いますが、それに伴う幾分かの期間は必要ですけども、できないということではございません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

市長、何が言いたかったかというたら、1メートル50センチぐらい市道があって、今そこは通れるような状態じゃねえけえ通りょうらんのじゃけど、やっぱり近所にも迷惑がかかるし、1つは県道側に倒れかかって、昔でいう木小屋というのじゃけど、よけりゃあうちの区のほうでもお金がかかりょうるけどおえにゃあ、市がしてくれにゃあ区で処理してもええと思うんじゃ、人の財産の所有があるんで、勝手にはできんのんでということがあったんで、ええ話が、例で言うたらネオポリスにも荒れとるところがあっても、勝手に他人の土地の草を刈るということはできんですが、承認を得なんだら、そういうことも、そりゃ所有者がはっきりしとる場合じゃけど、はっきりしてねえ場合があったんで、今後またそういう問題があったら建設事業部長のほうにも相談しに行かせてもらおうと思うんで、今後も対応をよろしくお願いします。

以上です。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これでその他を終わりたいと思います。

第4回の総務文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、教育長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（土井原康文君） さまざまな事業報告並びにその他での協議、いろいろ御意見を聞かせていただきました。ありがとうございます。今後の施策に反映していきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

皆さん、大変御苦労さまでした。

これで本日の委員会を閉会いたしたいと思います。

午前10時50分 閉会